

監査報告書

令和8年6月23日

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
理事長 北森 武彦 様

監事 田子 陽子



監事 櫻山 加奈子



私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「法人」という。)の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の業務並びに財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。その結果について、次のとおり報告いたします。

1 実施した監査の概要

私たち監事は、法人の監事監査規程に基づき、重要な会議に出席するとともに、理事長等から業務運営の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各業務の担当責任者から執行状況の説明を受け、法人の業務並びに財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。

また、会計監査人から監査の方法及びその結果に対する説明を受け、その内容の妥当性について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)は除く。)は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、法人の財政状態、運営状況、純資産変動状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を適正に表示しており、また、附属明細書は記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、法人の事業運営の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従い一定の事業のまとめごとにより決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (6) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (7) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制整備及び運用について、特に指摘すべき事項は認められません。
- (8) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

以上